

三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談機能の充実及び当事者の視点に立った支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の構築に関すること。
- (3) 就労支援の機能強化及びネットワークの拡充による支援体制の構築に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の検討、推進、進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者等の家族で構成される団体の推薦する者
- (4) 障がい福祉サービス事業者等の推薦する者
- (5) 関係機関の推薦する者
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は翌々年度末とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が委員及び委員以外の障がい者等の福祉に関わる者のうちから指名する者をもって構成し、第2条に規定する所掌事項のうち、部会長が指定する事項について協議する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課その他関係各課に所属する職員が処理するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、協議会で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に依頼された協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成26年2月14日施行）

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

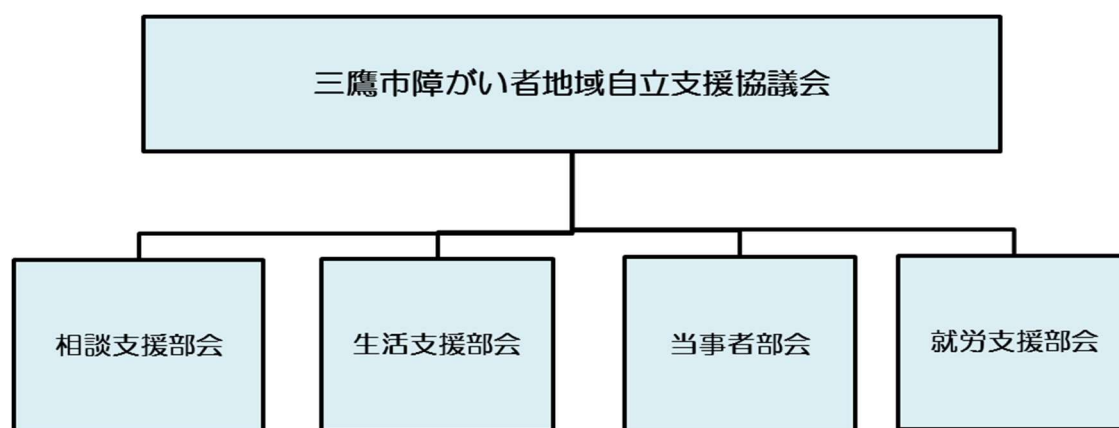
附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行する。

三鷹市障がい者地域自立支援協議会について

1 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の目的

地域における障がい者及び障がい児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。



障がい者地域自立支援協議会の下に、4つの専門部会を設置し、特定のテーマについて課題解決に向けた協議や実践を行っています。

- (1) 相談機能の充実及び当事者の視点に立った支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の構築に関すること。
- (3) 就労支援の機能強化及びネットワークの拡充による支援体制の構築に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の検討、推進、進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 令和8年度三鷹市障がい者地域自立支援協議会の主な協議内容

(1) 地域課題の共有・協議について

各専門部会で話し合われた課題について、課題を共有していただき、グループワークでの意見交換を通じて、課題解決に向けた検討・協議を行います。

(2) 第四期三鷹市障がい者（児）計画の策定について

令和8年度に策定予定の計画について、ご意見をいただく予定です。

(3) 「手話言語条例及び障がい者の意思疎通支援に関する条例（仮称）」の制定に向けて

令和9年度の条例制定に向けた取組について、ご意見をいただく予定です。

なお、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の内容は、会議録を作成し、三鷹市のホームページと本庁舎2階の相談・情報課で公開しています。

3 令和8年度 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の日程（案）

次のとおり予定しています。

全4回	日程	協議の内容（案）
第1回	令和8年6月16日（火） 18:30～ 教育センター3階 大研修室	● 委員の紹介、自立支援協議会について ● 第四期三鷹市障がい者（児）計画について ● （相談支援部会）地域課題の共有・協議について
第2回	令和8年8月25日（火） 18:30～ 教育センター3階 大研修室	● 第四期三鷹市障がい者（児）計画について ● 「手話言語条例及び障がい者の意思疎通支援に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組について ● （生活支援部会）地域課題の共有・協議について
第3回	令和8年10月20日（火） 18:30～ 教育センター3階 大研修室	● 第四期三鷹市障がい者（児）計画について ● 「手話言語条例及び障がい者の意思疎通支援に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組について ● （当事者部会）地域課題の共有・協議について
第4回	令和9年1月28日（木） 18:30～ 教育センター3階 大研修室	● 第四期三鷹市障がい者（児）計画について ● 「手話言語条例及び障がい者の意思疎通支援に関する条例（仮称）」の制定に向けた取組について ● （就労支援部会）地域課題の共有・協議について

4 地域課題の共有・協議に使用する資料の提出について

今年度の三鷹市障がい者地域自立支援協議会での地域課題の共有・協議について、部会ごとに協議会で使用する資料を作成していただき、期限までに事務局に送付してください。

全4回	自立支援協議会の日程	担当の専門部会	資料の提出期限
第1回	令和8年6月16日（火）	相談支援部会	受領済
第2回	令和8年8月25日（火）	生活支援部会	令和8年7月24日（金）
第3回	令和8年10月20日（火）	当事者部会	令和8年9月18日（金）
第4回	令和9年1月28日（木）	就労支援部会	令和8年12月25日（金）

5 三鷹市障がい者地域自立支援協議会に対するご意見について

限られた時間での開催となるため、各会議で発表できなかったご意見などがありましたら、意見シート（参考資料5）やメールにて事務局までご提出ください。

ご意見は、次回の協議会等で共有します。共有不可の場合はその旨お知らせください。

専門部会について

1. 専門部会への参加について

生活支援部会、相談支援部会、就労支援部会、当事者部会の4つの専門部会を設置しています。ご参加いただく部会について、事務局にて案を作成しましたので、委員名簿(資料2)にてご確認ください。

※ 所属する部会以外の会議にもご参加いただけます。

2. 専門部会の役割分担

専門部会のメンバーと事務局(市)の役割分担については次のとおりです。

専門部会の開催が決まりましたら事務局にお知らせください。委員の皆様に日程を共有します。

No	項目	部会長	部会メンバー	事務局
1	日程調整※	●		
2	部会進行	●		
3	専門部会 報告書		●	
4	会議室の確保		●	●
5	会場設営 オンライン準備		●	●
6	資料提供		●	●

3. 専門部会報告書

専門部会の終了後、報告書を作成後していただき、事務局にご提示ください。

次回の協議会等で委員の皆様に共有します。

※ 報告書(記入例) 次ページのとおり

専門部会 報告書(記入例)

専門部会名	〇〇部会
-------	------

出席者	
-----	--

議題
1 部会長及び、役割分担決め(書記など) 2 今期の議題 3 年間スケジュール(開催時期や、回数など) 4 その他
内容
1 部会長 〇〇委員 書記 〇〇委員 2 今期の議題 〇〇部会の今期の議題は～である。 最終的に～のような段階まで持っていきたい。 3 年間スケジュール(開催時期や、回数など) 開催時期:8月、10月、12月、2月 回数:今年度は4回開催予定だが、メンバーの予定によって随時調整する。 4 その他 次回の開催は●年◆月××日に開催する予定
次回の議題
次回は～に向け検討する。

令和8年度障がい者支援課の主要事業

事業名	概要
(1) 介護・障がい福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業費	物価高騰に直面している介護・障がい福祉サービス事業所に対して、引き続き 影響が大きい食材費の高騰分を支援することにより、事業者負担の軽減を図るとともに、利用者負担への転嫁を回避します。
(2) 福祉コアかみれんの大規模改修工事の実施	令和7年度の設計に基づき、福祉コアかみれんの大規模改修工事を実施します。
(3) 分身ロボット OriHime の活用による障がい者雇用の支援	障がいのある人が、地域社会との関わりを持ち、社会の一員として、自身の役割と貢献を実感する取組として、分身ロボット OriHime という地域資源を活用した実証実験を行います。

事業名	概要
(4) 調布基地跡地福祉施設の開設	都有地の調布基地跡地に、三鷹市・府中市・調布市の三市共同で整備を進めている民設民営の障がい福祉サービス事業所（2棟）について、令和8年4月に開設することから建設費及び運営費の補助を行います。
(5) 「第四期三鷹市障がい者（児）計画」の策定に向けた取組	令和7年度に実施した障がい者等の生活と福祉実態調査を踏まえ「第四期三鷹市障がい者（児）計画」を策定します。（計画期間：令和9～11年度）
(6) 「手話言語及び障がい者の意思疎通支援に関する条例(仮称)」の制定に向けた取組	手話施策推進法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、手話や障がい者全般の意思疎通支援に関する市の施策の方向性を定める「手話言語及び障がい者の意思疎通支援に関する条例(仮称)」の制定に取り組みます。（令和9年制定予定）